

組合員等記号・番号		組合員氏名		所属機関	
—		男 女			
標準報酬の等級及び月額	第 等級	円	育児休業に係る子	生年月日	
				出産予定日	
育児休業期間	① ～				
	② ～				
育児休業支援手当金請求期間	① ～			左記期間中に報酬の支給がある場合は「報酬支給額証明書」を添付してください。	
	② ～				
組合員が育児休業に係る子の産後休業の取得の有無	有 ・ 無			配偶者の雇用保険加入	有 ・ 無
配偶者の育児休業期間	① ～			配偶者の職	・ 地方公務員 ・ 国家公務員 ・ その他（無職を含む）
	② ～				
配偶者が育児休業を取得していない場合					
組合員の配偶者の状態で該当する番号を○で囲み、7の場合は理由を記載ください。					
1 配偶者がいない					
2 配偶者が組合員の子と親子関係がない					
3 組合員が配偶者から暴力を受け別居中					
4 配偶者が無業者					
5 配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）					
6 配偶者が産後休業中					
7 １～６以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない					
〔 理由： 〕					
上記のとおり請求します。 山口県市町村職員共済組合理事長 様					
年 月 日					
住所					
請求者					
氏名 （自署）					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。					
年 月 日					
所属所長					

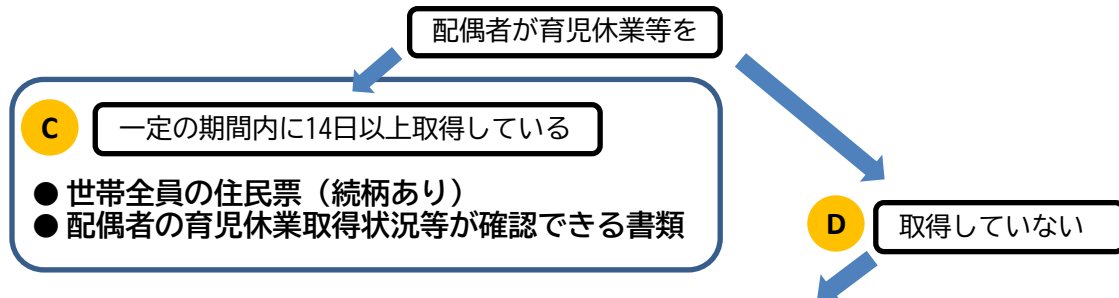
- | | | | | |
|--------------|-----|-----------------|-----|------|
| ※共済組合
使用欄 | 受付印 | 上記のとおり決定してよろしいか | | 給付日数 |
| | | 課 長 | 担 当 | |
| | | | | 決定金額 |
| | | | | |

育児休業支援手当金請求に係る添付書類

- 報酬支給額証明書（勤務しなかった期間に報酬が支払われたときに限る）

A 組合員が父親、かつ、子が養子でない場合・・・添付書類はありません

B 組合員が母親、または子が養子の場合の添付書類



子の出生日の翌日における配偶者の状態に応じた下表の確認書類が必要

（注）「番号」は、育児休業支援手当金請求中「組合員の配偶者の状態」に記載している番号です。

D	子の出生日の翌日における配偶者の状態	表面番号	確認書類
㊦	配偶者がいない	1	①戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人のもの）及び世帯全員について記載された住民票（続柄あり）または、 ②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類（遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明できる書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可）
㊧	配偶者が行方不明（配偶者が労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限りです。）	1	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
㊨	配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの。住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票（続柄あり）でも可。）
㊩	配偶者から暴力を受け別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書のいずれか
㊪	配偶者が無業者	4	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者の直近の課税証明書（収入なしであることの確認のため） ※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
㊫	配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない（自営業者・フリーランス等）	5	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者の直近の課税証明書（所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため） ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、（a）又は（b）の書類が必要です。 （a）給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類。 （b）給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写しや、身分証の写しなど。）。
㊬	配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳（出生届済証明のページ）のコピー
㊭	上記以外の理由で配偶者が育児休業等をすることができない	7	①世帯全員について記載された住民票（続柄あり）及び ②配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書及び申告書に記載された必要書類。